災害時の施設使用等の協力に関する協定書

●●市（以下「甲」という。）と株式会社●●●●（以下「乙」という。）は、災害時の施設使用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

1. この協定は、●●市に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設使用等の協力に関して定める事を目的とする。

なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

1. 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力内容は、次に掲げるものとする。
2. 住民等が甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、住民等の安全確保のため、乙の施設を一時避難施設として使用すること
3. 甲の指定する指定避難所において避難者の収容員数が超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること
4. その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項

（要請）

1. 甲は、乙に対して前条の協力を要請するときは、文書により要請するものとする。

ただし、文書で要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

1. 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって

可能な範囲で協力に努めるものとする。

（施設の使用等）

1. 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を使用することができる。

２　前項の規定により乙が指定する施設は、次の通りとする。

（１） 乙が設置する災害用ＬＰガス施設等

（２） 乙が指定する区域（別紙参照）

① ○○○○○○

② △△△△△△

（施設の管理及び費用負担）

1. 災害時等において使用する乙の施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

　２　乙は、施設の管理運営について、甲に協力するものとする。

（使用期間）

1. 甲が、乙の施設を使用する期間は、災害発生の日から５日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

　２　甲は、乙の施設の使用について早期に終了するように努めるものとする。

（使用の終了）

1. 甲は、乙の施設使用を終了する際は、文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

　２　前項の施設の現状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

1. 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

（協議）

1. この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

1. この協定書の有効期限は、この協定締結の日から令和●年３月３１日までとする。

ただし、有効期限満了の日の１カ月前までに甲乙いずれからも申出がない時には、更に１年延長するものとし、その後も同様とする。

　この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和●年●●月●●日

甲　　　●●県●●市●●１－２－３

　　　●●市長　　●●●●　　　　印

乙　　　●●県●●市●●町４－５－６

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社●●●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　●●●●　　　　印